

経過的長期給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針について

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第344号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号。以下「一元化経過措置政令」という。）の施行に伴い、並びに一元化経過措置政令第144条の規定により準用された国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「改正後国共済施行令」という。）第9条の2第1項及び一元化経過措置政令附則第2条の規定に基づき、経過的長期給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下「経過的長期給付積立金管理運用指針」という。）を次のように定め、平成27年10月1日から適用することとしたので、一元化経過措置政令第144条の規定により準用された改正後国共済施行令第9条の2第3項及び一元化経過措置政令附則第2条の規定に基づき公表する。

## 経過的長期給付積立金管理運用指針

### 第1 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

- 1 積立金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第49条の2に規定する積立金をいう。以下同じ。）の運用は、積立金が国家公務員共済組合の組合員から徴収された掛金の一部であり、かつ、経過的長期給付の貴重な財源であることに特に留意し、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）の目的に沿って、専ら国家公務員共済組合の組合員の利益のために、安全かつ効率的に行うことにより、経過的長期給付事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。
- 2 積立金の運用は、経過的長期給付事業の財政上の諸前提を踏まえ、年金給付等に必要資金の流動性を確保しつつ、必要となる積立金の運用利回りを、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。

なお、経過的長期給付制度が閉鎖型年金制度であり、比較的早期に積立金の規模が縮小する見込みであるといった制度の特性を踏まえ、積立金の運用に際しては、資金の流動性の確保には特に留意し、かつ平成26年財政再計算における足下の経済前提等に留意すること。

- 第2 積立金の管理及び運用に関し国家公務員共済組合連合会が遵守すべき基本的な事項
- 1 国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、積立金の管理及び運用を適切に行うため、本指針に適合するように、基本ポートフォリオを含む平成二十四年一元化法附則第49条の3の規定において準用する法第35条の3第1項に規定による経過的長期給付積立金管理運用方針（以下「経過的長期給付積立金管理運用方針」という。）を定めること。その際、基本ポートフォリオについては、閉鎖年金としての特性を鑑みつつ、積立金等の状況を踏まえ、リスク検証を行うこと。
  - 2 連合会は、本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、積立金管理運用方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。特に、基本ポートフォリオについては、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証を定期的に行い、必要に応じ、随時見直すこと。
  - 3 連合会は、本指針及び経過的長期給付積立金管理運用方針に従って積立金の管理及び運用を行わなければならないこと。
  - 4 連合会は、第1の1及び2における目的に基づき積立金の運用を行うに際して、流動性リスク、信用リスク等の各種リスクについて留意し、リスク管理に努めること。
  - 5 連合会による積立金の運用に当たっては、経過的長期給付に係る資産の規模に応じ、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。
  - 6 連合会は、経過的長期給付事業の財政の見通し及び収支状況を踏まえ、閉鎖型年金としての特性に留意しつつ、年金給付等に支障を生じさせることがないように、年金給付等に必要な流動性を確保すること。
- 第3 積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
- 1 積立金の投資対象資産は、当該制度の特性を踏まえ、安定した収益を獲得できることが見込まれるものを選択するように努めること。  
なお、必要に応じて、前記の条件を満たすような代替資産を投資対象資産として活用すること。
  - 2 連合会は、積立金の運用に関し、より効率的な運用の観点から、積立金、厚生年金保険給付積立金（法第21条第2項第1号ハに規定する積立金をいう。）及び退職等年金給付積立金（法第21条第2項第2号ハに規定する積立金をいう。）については、必要に応じて合同して運用すること。
- 第4 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項
- 1 連合会は、積立金の運用の状況については、原則として簿価評価し、必要となる運用利回りによる評価を行うこと。
  - 2 連合会は、積立金の運用に対する組合員の理解を促進するため、組合員に対する情報公開及び広報活動を積極的に行うこと。特に、連合会が作成する業務概況書については、分かりやすいものとなるよう工夫すること。
  - 3 連合会は、受託者責任を徹底するための機能を確保するとともに、業務を的確に遂

- 行する上で必要となる人材の確保に努めること。
- 4 連合会は、積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報の提供を行う等、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公務員共済組合連合会と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。
  - 5 連合会は、積立金管理運用方針等の積立金の管理及び運用に関する重要事項の策定及び改定等について、外部の学識経験者等の活用に努めること。
  - 6 財務大臣は、経過的長期給付の財政の見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。

(以 上)